



稲沢市社会福祉協議会
マスコットキャラクター「福ちゃん」

被災地での ボランティア活動を 応援します！

* 当事業には赤い羽根共同募金配分金の一部を活用しています。

被災地支援活動交通費等助成金

稲沢市社会福祉協議会では、被災地支援を目的に現地の災害ボランティアセンターで支援活動を行う市民に対して、現地までの移動に要する交通費や宿泊費の一部を助成します。

助成の上限額 **15,000円** ~ **50,000円** ^{最高}

* 活動期間に応じた上限額の範囲内で、対象経費の2分の1を助成します。(下表参照)

* 助成の対象となる期間は、活動に参加した日のみです。現地での滞在期間ではありませんのでご注意ください。

活動日数	助成金の額
2日間	上限15,000円
3~4日間	上限30,000円

活動日数	助成金の額
5~6日間	上限40,000円
7日間以上	上限50,000円

●対象者（次に掲げる要件をすべて満たす方）

- ①18歳以上の稲沢市在住者
- ②稲沢市社会福祉協議会ボランティアセンターにボランティア登録をしていること
* 未登録のかたはボランティア保険加入の際にご登録ください。
- ③被災地の社会福祉協議会が運営する災害ボランティアセンターの活動証明書を得られること
* 被災地に行く前に、各自で必ず現地の災害ボランティアセンターのボランティア受け入れ情報等をご確認ください。
- ④被災地における災害ボランティア活動が実動2日以上であること

※対象経費や申請方法などについては裏面をご覧ください。

Q1. 助成対象となる経費は？

(1)公共交通機関の運賃（現地までの移動に係る公共交通機関の往復交通費）

* 航空運賃のファースト・ビジネスクラス、新幹線等のグリーン車、フェリーの特等および1等船室の利用料金は対象外です。

(2)自動車の燃料代（給油および充電費用1回分／往復）

(3)高速道路利用料(往復) *ただし、申請による減免が受けられない場合に限りです。

(4)レンタカー代

(5)宿泊費

*ただし、1日あたりの上限は5千円。食事代は対象外。ボランティア用の臨時宿泊施設など領収書の出ない場合は、拠出した費用が分かる資料が必要です。

(6)参加料

(旅行代理店、ボランティア団体等が行うボランティア募集に応じた場合は、その募集要項等に記載された参加料)

Q2. 申請できる回数は？

同一年度において1人につき1回までです。

Q3. 申請に必要な書類は？

「被災地支援活動交通費等助成金交付申請書」に必要事項を記入し、下記添付書類とともに稲沢市社会福祉協議会に提出してください。 *申請書類等の様式は、本会窓口またはホームページで取得することができます。

(1)申請者の身分証明書の写し（例：運転免許証）

(2)被災地の社会福祉協議会が運営する災害ボランティアセンターが発行したボランティア活動証明書の写し

* 証明書で活動日・活動日数が確認できることが必要です。

(3)領収書(原本)

* 領収書のない経費は助成対象になりません。なお、領収書は返却できませんので、提出前にコピーをお取りください。

* 内容や内訳が分かるものであればレシートでもかまいません。

(4)被災地までの行程が分かる書類

* 別紙「活動場所までの交通経路について」をご使用ください。

(5)助成事業に要する経費(交通費・宿泊費)および活動内容が分かる書類

* 別紙「活動経費および活動内容について」をご使用ください。

(6)旅行代理店、ボランティア団体等が発行した募集要項や活動説明資料等（参加形態に応じて必要、写し可）

Q4. 申請の期日は？

被災地におけるボランティア活動が終了した日から30日以内に申請を行ってください。

●助成を受けるまでの流れ

